

学識者懇談会の目的

1. 整備計画内容の点検を継続的に実施する。
 - ・流域の社会情勢の変化、地域の意向
 - ・事業の進捗状況及び見通し
 - ・河川整備に関する新たな視点（地震津波対策等） など
2. 整備計画変更の必要性が生じた場合に変更原案に対して意見を述べる。
3. **事業評価の対象となる事業**について、事業評価監視委員会に代わって**審議**を行う。

事業再評価と学識者懇談会の位置づけ

1. 事業再評価の目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

2. 再評価を実施する事業

- | | |
|--|------|
| (1) 事業採択後一定期間(※)が経過した時点で未着工の事業 | ※3年間 |
| (2) 事業採択後長期間(※)が経過した時点で継続中の事業 | ※5年間 |
| (3) 準備・計画段階で一定期間(※)が経過している事業 | ※3年間 |
| (4) 再評価実施後一定期間(※)が経過している事業 | ※5年間 |
| (5) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業 | |

3. 事業評価監視委員会

事業評価の実施主体の長は、再評価に当たって事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

4. 学識者懇談会の位置付け

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代わって当該委員会で審議を行うものとする。

菊池川学識者懇談会の開催状況

菊池川水系河川整備計画の点検・変更等のスケジュール

- ・ H23年9月に河川整備計画を策定。
- ・ 整備計画の点検は改修事業の再評価時に実施。
- ・ 整備計画の変更は必要に応じて実施。
- ・ 整備計画の再評価は基本的に5年に一度実施。

		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
菊池川河川整備計画	点検 (○は事業進捗報告)	●	○	○	○	○	●	○	○	○
	変更	☆					☆			
	改修事業 再評価	●					●			
	環境整備事業 再評価			◎					◎	

5年経過

今回

菊池市かわまちづくりの新規採択